

**「職長の能力向上教育」と「就任時の職長教育」との教育内容の比較
（〔A 基本項目（必須）〕**

| 職長の能力向上教育の教育項目 | 就任時の職長教育との比較 |
|---------------------------------------|---|
| A1 職長の役割と職務 | 就任時の職長教育における教育内容の具体化した上で再確認する教育内容 |
| A2 製造業における労働災害の動向 | 能力向上教育独自の教育内容 |
| A3 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 | 能力向上教育独自の教育内容 |
| A4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 | 就任時の職長教育において教育を行った「リスクアセスメント」の基礎知識を前提とした上での発展的な教育内容 |
| A5 異常時等における措置 | 就任時の職長教育における教育内容の再確認 |
| A6 部下に対する指導力の向上（リーダーシップなど） | 就任時の教育内容を具体化・発展させた教育内容 |
| A7 関係法令に係る改正の動向 | 能力向上教育独自の教育内容 |

（注）就任時の職長教育における教育事項（労働安全衛生規則第40条）を具体化した「職長の安全衛生テキスト」（中央労働災害防止協会）の記載内容をベースにして、「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラムに関する検討委員会」報告書の「職長の能力向上教育のガイドライン」において「職長の能力向上教育として行うべき具体的な教育内容等」とされている内容と比較したもの。